

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第8号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中 「福祉係長」を「保健福祉第一係長」に改める。  
「保健係長」を「保健福祉第二係長」

第5条第2項第60号中「区役所福祉部」を「区役所保健福祉センター」に改め、同項  
第61号中「区役所保健部」を「区役所保健福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)